

令和 8 年度 常総市立絹西小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」（いじめ防止対策推進法 以下「法」第 1 条）ことに鑑み、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本方針を定め、学校の教育活動全般にわたって取り組んでいくものとする。また、いじめはどの学校にもどの子にも起こりうるとの認識に立ち、全教職員の共通理解のもと学校組織全体で未然防止に努めるものとする。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第 2 条第 1 項）をいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) 教職員の認識すべき事項

- いじめの防止等に関しては、以下の 5 点を全職員が認識して取り組む。
- ・ いじめはどの児童にも起こりうる、またいじめはどの児童も対象者にも関係者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。
 - ・ 何がいじめなのかを具体的に挙げ、児童と教職員がいじめはどのようなことなのかについて常に意識する。
 - ・ いじめの未然防止のために、各教科と生徒指導を一体化させた授業づくり・集団づくりを推進する。
 - ・ いじめの早期発見、早期対応のため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
 - ・ 認知したいじめ事案については、校内いじめ対策組織による組織的対応を徹底する。

2 「絹西小学校いじめ防止対策会議」の設置（児童支援委員会の中に位置付け）

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(1) 会議の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学年主任、該当担任、その他校長が必要と認める者（先掲「校内いじめ対策組織」）で構成する。（外部機関職員は必要に応じ構成員とする。）

(2) 校長は会議を招集し、代表として、会議の運営に必要な事項について決定する。

(3) 会議は次に上げる事務を所掌する。

- ・ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ・ いじめ問題の確認とその対応に関すること。
- ・ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- ・ いじめの相談窓口として相談を受けること。
- ・ 教職員研修の企画、立案に関すること。

(4) 会議は次の区分で招集する。

月1回を定例会（生徒指導報告会の中に位置付け）とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止に向けた取組

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような教育活動を通して社会性を育んでいけるようにする。

- ア 授業、学級活動の充実
- イ 児童会委員会活動、クラブ活動、学校行事の活性化
- ウ 教育相談と個別面談の実施
- エ 児童の主体的な活動の推進
- オ デジタルシティズンシップ教育の実施

(2) 早期発見に向けた取組

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。毎月1度アンケートを実施するとともに、特に、些細な兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。また、次の内容に取り組む。

- ア アンケート調査（毎月実施）
- イ 保護者との連携（必要に応じて随時）
- ウ 相談窓口の周知

- ・「24時間子供 SOS ダイアル」（文部科学省）、「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」、「いばらき子供 SNS 相談」等の周知に努める。
- ・常総市適応指導教室（かしのきスクール）における教育相談事業及びその事業を通じた支援内容の周知に努める。

「絹西小 児童オンライン相談」の開設 全児童対象

小学校の先生に相談（そうだん）があれば、このフォームに内容（ないよう）を入力して送ってください。

【利用上の注意】

- (1) この相談はいつでも使うことができます。
- (2) この相談は学校がある日の放課後までに、担当の先生が確認します。
- (3) 担当の先生が出張などでいない場合、確認に時間がかかることがあります。
- (4) すぐに相談したい時には、ここではなく、直接先生に話してください。
- (5) 相談の回答は、学校のある日に先生が声をかけます。

(3) 早期解消を目指す取組

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに対象児童の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 対象児童の保護

いじめの行為を確認した場合、全職員が協力して役割分担を明確にして対象児童の心のケアに努める。また、対象児童の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

対象児童、関係児童及び周辺の児童から確認できる事実を聞き取り、いじめの事実について確認を進める。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図る。

ウ 関係児童への対応

関係児童に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返

さないよう支援する。また、関係児童の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、対象児童やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合には専門機関に相談しながら対応策を講じる。インターネット上に児童を中傷する書き込み等が報告された場合、その内容の保全を報告者（保護者等）に依頼し、それを基に書き込みの削除依頼を関係各位に行う。

4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「県の基本方針」の「Ⅳ 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生児童委員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童が在籍する学校に対して事実確認を行う。

(5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力の向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 重大事態への対処

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、「いじめの重大事態に関するガ

イドライン」(文部科学省 令和6年8月改訂版)に基づき対応を進める。

7 学校評価におけるいじめに関する取組の評価

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

＜保護者に対して＞

- ・お子さんは、友達と仲よくしていますか。
- ・お子さんは、学校に行くのを楽しみにしていますか。
- ・学校の先生は、話をよく聞いてくれますか。
- ・学校は、いじめ問題に積極的に取り組んでいますか。

＜児童に対して＞

- ・あなたは、友達と仲よくしていますか。
- ・あなたは、学校が楽しいですか。

＜参考＞

- ・ いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日公布
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
- ・ 茨城県いじめ防止基本方針 平成26年3月26日策定
<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2023/01/kihon.pdf>
- ・ 茨城県いじめの根絶を目指す条例 令和2年4月1日施行
https://www.pref.ibaraki.jp/somu/somu/hosei/cont/reiki_int/reiki_honbun/o4002038001.html
- ・ いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知) 令和5年2月7日
https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ijime_boushi_kaigi/pdf/tuuchi-gaiyou.pdf
- ・ こどもの人権を守りましょう
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html
- ・ 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(改訂版) 令和6年8月

年間計画

月	計 画	月	計 画
4 月	・ いじめの定義の確認（児童・保護者・職員） ・ 学級スローガン作成 ・ 学校生活アンケート ・ 絹西タイム ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 児童に関する情報共有（職員間）	10月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 絹西タイム
5 月	・ 人権に関する授業 ・ 絹西タイム ・ なかよし集会 ・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会）	11月	・ あいさつ運動 ・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 絹西タイム ・ なかよし集会
6 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 絹西タイム	12月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 絹西タイム
7 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 学校評価 ・ 絹西タイム ・ 二者面談（保護者）	1 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 絹西タイム ・ 学校評価
8 月	・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 教職員研修	2 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 絹西タイム ※いじめ防止基本方針の見直し
9 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 絹西タイム	3 月	・ 学校生活アンケート ・ いじめ対策会議（生徒指導報告会） ・ 絹西タイム